

2021年 9月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答 高齢者支援課

第8期計画では、所得段階を1 3段階から1 4段階に増やし、以下のとおり低所得段階の倍率を低くしました。

第1段階 0.3→0.26

第2段階 0.4→0.35

第3段階 0.7→0.62

第4段階 0.9→0.88

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

回答 高齢者支援課

本町には独自減免として、基準所得金額以下で、事業又は業務に休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少(1/2以下)した場合に減免できる規定があることから、新たに恒常的な減免制度を設ける予定はありません。

- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

回答 高齢者支援課

第8期計画において介護保険料の多段階化を行い、併せて低所得段階への倍率を下げることで保険料の負担軽減を図ったことから、現時点では既存の減免制度の拡充は考えていません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答 高齢者支援課

低所得者の介護利用料は、負担の上限が低く設定されており、上限を超過した分は、高額介護サービス費として支給されることから、既存の減免制度の拡充は考えていません。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

回答 高齢者支援課

現在のところ、独自の補助制度を設ける予定はありません。

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

回答 高齢者支援課

国では、訪問介護「生活支援」の回数が規定回数を超える場合は、ケアプランを提出していただき、市町村主体の地域ケア会議を開催し、専門職等によるケアマネジャーへの聞き取りを実施し、内容の検証を行うこととされていることから、本町では、個々の事情を勘案し、必要回数を提供するように判断をしています。

- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

回答 高齢者支援課

本町では、平成28年7月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、平成30年7月に対象者全員を完全移行しました。適切なケアマネジメントを実施の上、緩和した基準によるサービスや住民主体の多様なサービス等を利用していただくこととなります。

ケアマネジメントの結果、現行相当サービスの利用が必要であると認められた方が、必要なサービスを利用することが出来るよう基準を定めて、個々の事情に沿った対応をしています。

- ③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

回答 高齢者支援課

総合事業で提供するサービス費については、地域支援事業で予算計上しており、必要な事業費を確保しています。

- ④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

回答 高齢者支援課

住み慣れた地域で参加できる介護予防の取組を増やすため、昨年度から、「地域で健康・介護予防講座」として、公民館等の地域の通いやすい場所で行う介護予防事業を実施しています。この事業は、地域での継続的な講座の実施を目的としており、地域と協議し各々の地域のニーズに合った介護予防講座の実施につながるよう、支援を行っています。

(3) 基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回答 高齢者支援課

看護小規模多機能型居宅介護施設が令和2年4月1日に開所し、利用人数に空きがあることから、町内の福祉系サービスの需要は概ね満たしていると考えております。今後も、住民ニーズ及び待機者を把握しながら、適切な整備計画に努めていきます。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

回答 高齢者支援課

特例入所については、介護3以上の待機者との公平性を確保する必要があることから、国や県の定める指針に基づき、申請に応じて個別に判断をしていくものと考えています。

(4) 高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回答 高齢者支援課

高齢者の集いの場について「思い出の語り場づくり」として、会場使用料（年上限60,000円）と傷害保険料（年上限30,000円）を助成しています。昨年度からは、活動に毎回、体操等の運動を取り入れている等の要件を満たす団体に対する助成を拡充しました。今後も高齢者の集いの場が増えるよう、働きかけていきます。また、東郷町社会福祉協議会においても「いきいきサロン事業」として助成事業を行っています。

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回答 高齢者支援課

住宅改修及び福祉用具購入については、受領委任払い制度を実施しています。高額介護サービス費については、世帯合算や支払いの混乱が予想されるため、実施を考えていません。

- ★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

回答 高齢者支援課

本町では、聴覚障害2・3級（重度難聴）及び聴覚障害4・6級（高度難聴）の方には、補聴器購入の助成を行っておりますが、加齢性難聴者を対象とした助成制度は行っておりません。今後は、近隣市の動向を踏まえて検討していきます。

★(5) 介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実

施してください。

回答 高齢者支援課

介護保険の制度として、介護職員処遇改善加算があることから、町独自の施策は考えていません。

- ②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答 高齢者支援課

1人夜勤の禁止は考えていませんが、本町が指定する事業所については、適切な運営が行われるよう、適宜、実地指導を行っています。

★(6)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答 高齢者支援課

要介護認定者は、介護の手間によって要介護度が認定されているため、障がいの程度とは判断基準が異なります。そのため、一律に障害者控除の対象とすることは考えていません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答 高齢者支援課

平成29年度から本町の被保険者で障害者控除の対象となる全ての方に対して個別送付をしています。

2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

回答 保険医療課

平成30年度の国保広域化により、愛知県において将来的な保険税水準の統一に向けた取組が進められております。本町の現状において保険税水準の統一が行われた場合、保険税の急激な上昇を招くことが予想されるため、愛知県が示す標準保険税率まで段階的な引き上げを行っているところであります。

国民健康保険の運営に必要な支出は、原則として保険税や国庫支出金等により賄うものであります。現状不足している分は、一般会計からの繰入金により補填しておりますが、保険税の引き下げを目的として一般会計からの繰入れを行う予定はありません。

- ★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答 保険医療課

条例に基づき実施しております。新たな減免制度を設ける予定はありません。

- ★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回答 保険医療課

子どもにつきましては、別に助成制度を実施しています。保険税の均等割の対象からの除外及び一般会計による減免も予定していません。

- ★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019

年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

回答 保険医療課

国の財政支援の範囲内で行っており、独自で適用要件の拡充や新たな制度を設ける予定はありません。

- ★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

回答 保険医療課

国の財政支援の範囲内で行っており、独自で適用要件の拡充や新たな制度を設ける予定はありません。

- ★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

回答 保険医療課

資格証明書は発行していません。また、短期保険証の発行に医師の診断書の提出は求めておらず、定期的な納税相談や自主納付を促す観点から短期保険証を発行しています。

- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

回答 保険医療課

他の納税者との公平性を保つためにも、正当な理由や納税相談のない滞納者で納付資力がある者に対しては、法律の規定に基づき滞納処分を行います。短期保険証については、町の規定に基づき、自主納付を促す観点から交付しています。短期保険証は基本的に3か月(18歳以下は6か月)としています。

- ⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答 保険医療課

ホームページで周知しています。また、基準の改正は、現在のところ考えていません。

- ⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

回答 保険医療課

国民健康保険に加入されている70歳～74歳のみで構成される世帯については、簡素化により初回申請のみしていただき、その後は自動振込みとなっています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

回答 収納課

法令や判例に基づいて滞納処分を執行します。

地方税法第15条の徴収猶予または換価の猶予について、各要件等に該当すると認め

られる場合及び滞納処分の停止に該当する事実があると認められる場合は法に基づき対応します。
なお、分納・減免については、法令に反しない範囲で対応します。

4. 生活保護について

- ★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

回答 福祉課
窓口には、パンフレット「生活保護のしくみ」をおき、相談しやすい環境を整えています。

- ②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

回答 福祉課
窓口では相談者の方から状況等をきちんとお聞きしたうえで、適切な助言やアドバイスを伝えています。また、対応時の内容を県（尾張福祉相談センター）へ伝え、生活保護が必要と思われる方には、日程調整のうえ申請をお受けしています。

- ★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

回答 福祉課
扶養照会が望ましくない事情をお聞きした場合、相談対応時の内容と併せて県（尾張福祉相談センター）へ伝えています。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答 福祉課
本町では支給権限がないため、相談があれば県へ連絡しています。

- ★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答 福祉課
ケースワーカーなどの専門職の配置については、県にお願いしています。
また、近隣市町の生活保護担当職員による事例研究等を実施しています。

- ★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

回答 福祉課
本町では支給権限がないため、相談があれば県へ連絡しています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

回答 保険医療課
愛知県の補助制度に上乗せして、福祉医療制度を実施しております。また、必要とする補助については、県に要望したいと考えています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答 保険医療課

平成24年1月診療分から、18歳年度末までの子ども医療費について、所得制限なし、自己負担額なしで、現物給付により実施しています。食事療養費の助成は現在のところ考えていません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答 保険医療課

平成26年8月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方を対象に、一般の病気を対象とした助成を実施しています。また、自立支援医療対象者への精神障害者医療費助成も実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答 保険医療課

愛知県の補助制度に加えて自立支援医療による精神通院該当者について、所得制限なし、自己負担なしで医療費助成を実施しております。住民税非課税世帯への拡大は現在のところ考えていません。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答 保険医療課

妊産婦の医療費助成は現在のところ考えていません。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

回答 子育て応援課 福祉課

現在、子どもの貧困対策支援計画の策定の予定はありませんが、国が実施する低所得の子育て世帯向けの給付金事業の実施や愛知県から委託を受けた東郷町社会福祉協議会が実施している「愛知県子どもの学習支援事業」に対し、運営等の助言などのサポートをしています。

関係機関と連携し、支援が必要な家庭を把握し、必要な支援の実施に繋がっています。

貧困家庭に係る相談対応、フードバンクの紹介など、生計の立て直しに向けて必要な関係機関と連絡を密に行い、適切な支援を適宜実施しています。

また、生理の貧困対策として、町内の小中学校への生理用ナプキンの設置をしています。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

回答 子育て応援課

現在、ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定の予定はありませんが、愛知県尾張福祉相談センターより母子・父子自立支援員が月1回来庁し、生活の安定や、進学に関する相談、給付金事業に関する案内などを行っています。また、キャリアカウンセラーによる就業支援も随時行っています。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答 子育て応援課 福祉課

(子育て応援課)

児童館では、子どもが自由に遊ぶことができる居場所づくりを行い、放課後子ども教室では、学習支援や体験活動を行っており、いずれも全小学校区で実施しています。

また、本町では、社会福祉法人が独自に「地域・子ども食堂」を開設し、世代を問わず食事をしながら交流しています。他に開設を希望する団体等があれば支援のあり方を検討していきます。

(福祉課)

愛知県から委託を受けた東郷町社会福祉協議会が実施している「愛知県子どもの学習支援事業」に対し、運営等の助言などサポートをしています。

(2) 就学援助制度の拡充

- ① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答 学校教育課

現状では、基準の引き上げは考えておりません。

- ② 年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

回答 学校教育課

周知については、学校を通じて全保護者にチラシを配布及び町広報紙に掲載することで周知に努めております。

なお、昨年度、保護者に配布したチラシに所得基準の目安を掲載する等、周知内容を大幅に見直し、保護者に一層理解していただけるよう努めました。

★(3) 子どもの給食費の無償化

- ① 小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

回答 給食センター

学校給食法において、給食費は保護者負担と規定されており、小中学校の給食費無償化は考えていません。

なお、本町では、①令和元年10月から20円値上げした給食費の値上げ分を公費で負担、②令和2年度から小中学校の給食費定額制を導入し、実食数計算の給食費と定額制の差額分を公費で負担するなどして、子育て世帯の負担軽減を図っています。

また、多子世帯に対する支援については、特に検討していません。

- ② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

回答 こども保育課

保育所については、国の基準による給食費の免除対象者に対し、給食費の一部を免除しています。幼稚園については、令和元年10月から、保育園と同等の対象者に対し、給食費の一部を免除する制度を開始しました。

(4) 保育施策の抜本的拡充

- ★① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

回答 こども保育課

公立保育園の施設の老朽化に伴い、適宜民営化について検討を行いますが、公立の役割を明確にし、必要な施設を維持・更新します。

- ★② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

回答 こども保育課

年度途中に待機児童が発生する3歳未満児の受け皿の確保のため、公立保育園の民営化に伴う認定こども園の整備の際、3歳未満児の定員を増員する事業を進めています。また、認可外保育施設等については、指導監督基準には全ての施設が適合しており、3歳未満児の受入れを行っている場合に運営費の一部を支援しています。

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

回答 こども保育課
該当施設はありません。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

回答 こども保育課
保育士の配置基準は、1歳児クラスについて、公立・私立ともに国の定める基準を上回る基準で配置しています。

- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

回答 こども保育課
愛知県の処遇改善加算により、職員の経験年数等に応じた給付費を支給し、私立の保育所の処遇の改善に努めています。公立については、会計年度任用職員制度の開始に伴い経験年数等に応じた単価設定を行い、処遇の改善を行っています。

7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

回答 福祉課
町内にない障害福祉サービス事業所の開設に向けて補助金等の支援を行っています。また、障害福祉サービス以外にも地域生活支援事業のサービスをご利用いただき、利用希望により事業所を拡充しています。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

回答 福祉課
障害支援区分毎に基準支給量を設定していますが、その方の置かれている状況に応じ、基準支給量に上乘せして支給するよう、個別ケースで対応しています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

回答 福祉課
通園・通学・通所・通勤においては、1か月の通所訓練を認める場合があります。さらに通学については一定の回数の利用を認めています。入所者も個別ケースで対応しています。

- ④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

回答 福祉課
介護給付におけるヘルパー派遣は、国の定める指針に基づき実施しています。今のところ、指針に定める範囲を超える利用を認める予定はありません。

- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自

治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

回答 福祉課

障害福祉サービスの利用者負担については、法に基づいて実施しており、町独自で無償にする予定はありません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

回答 福祉課

介護保険利用に切り替わる前にサービスについての事前説明をさせていただくとともに、状況に応じて引き続き利用できるサービスもある旨を説明しています。

障害福祉サービス利用者が要介護認定で非該当になった場合に障害福祉サービスの支給量を減らすことはしていません。

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答 福祉課

国の社会保障政策に関することであるため、町としては、要望書の提出や補助については考えていませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対応していきます。

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

回答 福祉課

法の報酬体系に基づいてサービスの支給をしており、国への要請や町独自で補助する予定はありません。

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

回答 福祉課

近隣市と同じ水準で設定しています。一部のサービスで報酬単価の引き上げを予定しています。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

回答 健康推進課

乳幼児の任意予防接種は、国や近隣市町の動向を見極め研究していきます。

定期接種から漏れる人をなくすために、未接種者の把握を随時行い、ハガキによる接種勧奨を4月以降3回(8月、12月、さらに未接種である方には1~2月に電話勧奨を行っています。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答 健康推進課

現在の額は受益者負担の観点からも適正であり、助成額の増額は予定しておりません。まずは、1回目の接種を受けていただけるよう、65歳になられた方や未接種者へ

の受診勧奨を進めていきます。2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについては、国の動向を見極め研究していきます。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答 健康推進課

産婦健診の1回目助成を開始しております。2回に拡充することについては、近隣市町の動向をふまえて検討していきます。

健診受診始め外出時の移動手段として、妊産婦タクシー利用助成券を10,000円分配付しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答 健康推進課

妊婦・産婦どちらか1回、妊産婦歯科健診の助成を行っております。受診率が低調であることから、まずは受診率の向上の優先を考えています。妊娠期、産後の計2回の拡充については事業の有効性について研究していきます。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答 健康推進課

保健センター勤務の保健師の増員については、今後も保健事業を実施するうえで人員を確保していきます。歯科衛生士の常勤配置については、歯科保健事業の充実に向けての必要性等を含め研究していきます。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

回答 保険医療課

75歳以上の高齢者が今後増加していく上での検討事項であり、町から個別に国に対して意見書等を出す予定は、現在のところありません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

回答 保険医療課

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

回答 保険医療課

マクロ経済スライドの採用は、将来にわたり年金財政の均衡を保つための国の施策と解釈しています。町から国へマクロ経済スライドや年金の支給月に関して働き掛けることは考えていません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

回答 高齢者支援課

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ⑤ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

回答 保険医療課

現在実施しており、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ⑥ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

回答 福祉課

令和3年度の障害福祉サービスの報酬改正で地域生活支援拠点の機能を有する事業所に対する加算やグループホームの夜勤体制に対する加算が追加されています。

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

回答 保険医療課、高齢者支援課、福祉課、こども保育課、健康推進課等

(保険医療課)

必要に応じて県を通じて国へ要望していきます。

(高齢者支援課)

必要に応じて県を通じて国へ要望していきます。

(福祉課)

通所、入所施設等がウイルスの感染拡大を防止するために在宅支援等の代替サービスに切り替えた場合の報酬について支給を行っています。

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度について

- ① 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

回答 保険医療課

現在実施しており、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ② 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答 保険医療課

現在実施しており、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

回答 保険医療課

現在実施しており、意見書・要望書を提出する予定はありません。

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

回答 保険医療課

意見書・要望書を提出する予定はありません。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ① 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

回答 健康推進課

東名古屋東郷町医師会及び近隣市町と情報交換を行い、必要に応じて県を通じ、国へ要望していきます。

- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

回答 高齢者支援課、福祉課

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

回答 健康推進課

愛知県地域医療保健医療計画に定められた尾張東部圏域地域保健医療福祉推進会議に参加し、病床数の把握に努め、必要に応じ要望していきます。